

報告第1号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

(福祉部関係)

1	専決年月日	令和5年1月5日
	相手方	清好運輸株式会社
	損害賠償の額	209,182円
	概要	令和4年10月3日午前9時20分頃、豊川市為当町仲上117番の県道において、職員の運転する自動車 が相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	令和4年12月2日
	相手方	愛知県
	損害賠償の額	111,474円
	概要	令和4年9月28日午後3時40分頃、豊川市消防署の駐車場において、職員の運転する相手方所有の自動車がコンクリート壁に接触し、当該自動車の一部が破損した。